

〔別紙〕  
様式1

事業報告書

(自 令和4年9月1日 至 令和5年8月31日)

1 医療法人の概要





- (1) 名 称 医療法人秀仁会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人
- 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島市安佐北区可部五丁目4番24号

(3) 設立認可年月日 平成 6年 5月 27日

(4) 設立登記年月日 平成 6年 6月 3日

(5) 役員に関する事項

	氏 名	備 考
理 事 長	内藤 秀敏	介護保健施設 菜の花 管理者
理 事		
〃		
監 事		

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人秀仁会 ないとう内科	3410216935	広島市安佐北区可部五丁目4番24号	
介護老人 保健施設	介護老人保健施設 菜の花	3450280114	広島市安佐北区可部五丁目4番19-10号	入所 80名 通所 30名

## (2) 付帯業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
1. 居宅介護支援事業所の運営	居宅介護支援センター菜の花	広島市安佐北区可部五丁目4番19-3号	
2. 訪問看護又は介護予防訪問看護事業所の運営	訪問看護ステーション菜の花	広島市安佐北区可部五丁目4番19-3号	
3. 訪問介護・介護予防訪問介護又は第1号通所事業所の運営	訪問介護ステーション菜の花	広島市安佐北区可部五丁目4番19-3号	
4. 通所介護・介護予防通所介護又は第1号通所事業所の運営	デイサービスセンター菜の花	広島市安佐北区可部四丁目21番11号	
	トレーニングセンター菜の花畑	広島市安佐北区可部六丁目14番8号	
5. 一般乗用自動車運送事業所（患者等輸送限定）の運営	介護タクシー菜の花	広島市安佐北区可部五丁目4番19-3号	
6. 小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能居宅介護事業所の運営	小規模多機能施設菜の花	広島市安佐北区可部町南原340番地1	
7. サービス付き高齢者向け住宅の運営	サポートハウス菜の花畑	広島市安佐北区可部六丁目14番8号	
8. 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護事業所の運営	ショートステイ菜の花畑	広島市安佐北区可部六丁目14番8号	
9. 産後ケア事業所の運営	訪問介護ステーション菜の花	広島市安佐北区可部五丁目4番19-3号	
10. 認知症対象専門的ケア実施事業所の運営	グループホーム菜の花	広島市安佐北区可部八丁目14-21	

(3) 収益業務 該当無し

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和4年 10月 27日 令和 3年度決算の決定、役員重任の承認

令和5年 8月 31日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 秀仁会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安佐北区可部5-4-24

財 産 目 録  
(令和5年8月31日現在)

1. 資 産 額	1,157,423 千円
2. 負 債 額	561,537 千円
3. 純 資 産 額	595,886 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	451,125
B 固 定 資 産	706,298
C 資 産 合 計 (A+B)	1,157,423
D 負 債 合 計	561,537
E 純 資 産 (C-D)	595,886

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 秀仁会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安佐北区可部5-4-24

貸借対照表  
(令和5年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	451,125	I 流動負債	184,209
現金及び預金	235,106	支払手形	0
事業未収金	201,787	買掛金	3,117
有価証券	810	短期借入金	160,000
たな卸資産	1,342	未払金	20,336
前渡金	9,344	未払費用	0
前払費用	692	未払法人税等	203
繰延税金資産	0	未払消費税等	555
その他の流動資産	2,045	繰延税金負債	0
II 固定資産	706,298	前受金	0
1 有形固定資産	183,395	預り金	0
建物	143,469	前受収益	0
構築物	2,133	その他の流動負債	0
医療用器械備品	1,974	II 固定負債	377,328
その他の器械備品	9,411	医療機関債	0
車両及び船舶	10,690	長期借入金	351,665
土地	0	役員借入金	21,245
建設仮勘定	0	その他の固定負債	4,418
その他の有形固定資産	15,718	負債合計	561,537
2 無形固定資産	6,571	純資産の部	
借地権	0	科目	金額
ソフトウェア	5,900	I 出資金	20,389
その他の無形固定資産	671	II 積立金	575,497
3 その他の資産	516,331	┆繰越利益剰余金	575,497
保険積立金	259,451		
出資金	1,120		
敷金	55,975		
長期前払費用	1,285		
建設協力金	198,500		
その他の固定資産	0		
資産合計	1,157,423	純資産合計	595,886
		負債・純資産合計	1,157,423

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 秀仁会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安佐北区可部5-4-24

損 益 計 算 書  
(自 令和 4年 9月 1日 至 令和 5年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		744,984
2 事業費用		
(1)事業費	788,349	
(2)本部費	0	
本来業務事業損失		43,365
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		471,216
2 事業費用		491,265
附帯業務事業損失		20,049
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		63,414
II 事業外収益		
受取利息	2	
その他の事業外収益	85,802	85,804
III 事業外費用		
支払利息	3,205	
その他の事業外費用	2	3,207
経常利益		19,183
IV 特別利益		
固定資産売却益	55	
その他の特別利益	0	55
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		19,238
法人税・住民税及び事業税	208	
法人税等調整額	0	208
当期純利益		19,030

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

法人名 医療法人 秀仁会  
 所在地 広島市安佐北区可部五丁目4番24号

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

監事監査報告書

医療法人秀仁会  
理事長 内藤 秀敏 殿

私は、医療法人秀仁会の令和4年会計年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和5年10月19日

医療法人秀仁会

監事